

地方独立行政法人東京都立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員（第7条—第12条）

第2節 理事会（第13条—第16条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第17条—第20条）

第3章 資本金等（第21条・第22条）

第4章 委任（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する研究及び調査並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、東京都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進し、もって都民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、東京都とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所は、東京都新宿区に置く。

（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告）

第6条 法人の公告は、東京都公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で東京都公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事10人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理す

る。

- 3 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は東京都知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

（理事長以外の役員の任命）

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、知事が任命する。

（任期）

第11条 理事長及び副理事長の任期は5年とし、理事の任期は2年とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 3 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

（解任）

第12条 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が、政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者は除く。）となった場合、その役員を解任しなければならない。

- 2 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 三 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき（ただし、監事を除く。）。
 - 四 その他役員たるに不適しいと認めるとき。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第 15 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

二 年度計画に関する事項

三 予算の作成及び決算に関する事項

四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他法人運営に関し理事長が重要と認める事項

第 3 節 業務の範囲及びその執行

(施設の設置)

第 17 条 法人が、第 1 条の目的を達成するために設置し、運営する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
東京都立広尾病院	東京都渋谷区恵比寿二丁目 34 番 10 号
東京都立大久保病院	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号
東京都立大塚病院	東京都豊島区南大塚二丁目 8 番 1 号
東京都立駒込病院	東京都文京区本駒込三丁目 18 番 22 号
東京都立豊島病院	東京都板橋区栄町 33 番 1 号
東京都立荏原病院	東京都大田区東雪谷四丁目 5 番 10 号
東京都立墨東病院	東京都墨田区江東橋四丁目 23 番 15 号
東京都立多摩総合医療センター	東京都府中市武蔵台二丁目 8 番地の 29
東京都立多摩北部医療センター	東京都東村山市青葉町一丁目 7 番地 1
東京都立東部地域病院	東京都葛飾区亀有五丁目 14 番 1 号
東京都立多摩南部地域病院	東京都多摩市中沢二丁目 1 番地 2
東京都立神経病院	東京都府中市武蔵台二丁目 6 番地の 1
東京都立小児総合医療センター	東京都府中市武蔵台二丁目 8 番地の 29
東京都立松沢病院	東京都世田谷区上北沢二丁目 1 番 1 号
東京都立がん検診センター	東京都府中市武蔵台二丁目 9 番地の 2

(業務の範囲)

第 18 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 行政的医療をはじめとする医療を提供すること。

二 地域医療の充実並びに東京都の医療政策、保健政策及び福祉政策の推進に貢献すること。

三 災害及び公衆衛生上の緊急事態等に対処するために必要な業務を行うこと。

四 医療に関する研究及び調査を行うこと。

五 医療に関する技術者の研修及び育成を行うこと。

六 予防医療を提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第 19 条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から前条各号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第 20 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 3 章 資本金等

(資本金等)

第 21 条 法人の資本金の額は、法第 66 条の 2 第 1 項の規定により東京都から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、東京都が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として東京都が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により東京都からの出資に係る不要財産を東京都に納付した場合は、法人は同条第 4 項の規定により資本金を減少するものとする。

2 東京都からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 22 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを東京都に帰属させる。

第 4 章 委任

(委任)

第 23 条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(任期の特例)

2 施行日以後の最初の役員（監事を除く。）の任期は、施行日から起算して 4 年（理事にあっては、1 年）を経過した日以後の最初の 3 月 31 日までとする。

※ 別表（第 21 条関係）は省略

